令和８年度・第２回会報　第３５回

令和8年9月30日30年中間貯蔵施設地権者会　会長　門馬　好春

6月下旬からの主な活動内容を第35回会報としてお届けさせて頂きました。

猛暑後の台風・長雨です。皆さま、健康と安全第一でのご生活をお願い申し上げます。

1.【令和8年度地権者会の業務計画】

環境省に対し「中間貯蔵施設の契約状況」を行政「情報」開示請求を行っております。開示請求内容は売買契約済みと地上権契約済みの地番・地積・地目ですが、売買と地上権を分けた開示を拒んでおり、計画が前に進んでおりませんが、不服審査請求手続き等で継続して開示を求めている状況です。一方、大熊町と双葉町は既に開示済みです。

2.【門馬顧問自宅跡地に石碑・模擬住宅碑を建立】

7月24日福島放送で事前案内放送がされました通り、9月24日門馬幸治顧問の宅地跡地に石碑が建立され、各マスコミにより報道予定となっております。「添付資料の通り」

3.【環境省との交渉】

7月6日と9月3日都内で、門馬会長が作本副会長等と共に個人交渉を団体交渉と同じ内容で実施致しました。交渉では県外最終処分場の早期選定と共に元地権者（売却者）、現地権者（貸付「地上権」者・未契約者）への事業説明会開催を要求しました。また公正・公平な用地補償の見直しと合わせ当初約2年間で61件の土地貸付契約書が登記も含め、未だに土地を返還する内容に見直しがされていませんでした。この様に交渉は理不尽な内容でしたので、継続して見直しを要求して参ります。「末に写真掲載」

4.【6月下旬以降の主な参加イベントなど】

①6月25日門馬会長、第102回東電株主総会「質問から逃げる」東電に出席

②8月31日門馬会長、日本私大教職員組合連合とクレバ大熊、伝承館、おれ伝で交流

③9月4日門馬会長、郡山市での福島県弁護士会主催「廃炉の現状・完了目標」に参加

④9月5日門馬会長、有楽町東京国際フォーラムでの NDF の廃炉の対話に参加

⑤9月26日27日門馬会長、第7回原発と人権集会インふくしまにオンライン参加

5.【今後の活動内容】

①10月8日東京都中野区原子力資料情報室で韓国の反原発運動の皆さまと交流

②10月10日埼玉県での3．11を忘れない双葉の会で吉田千亜氏などとの交流

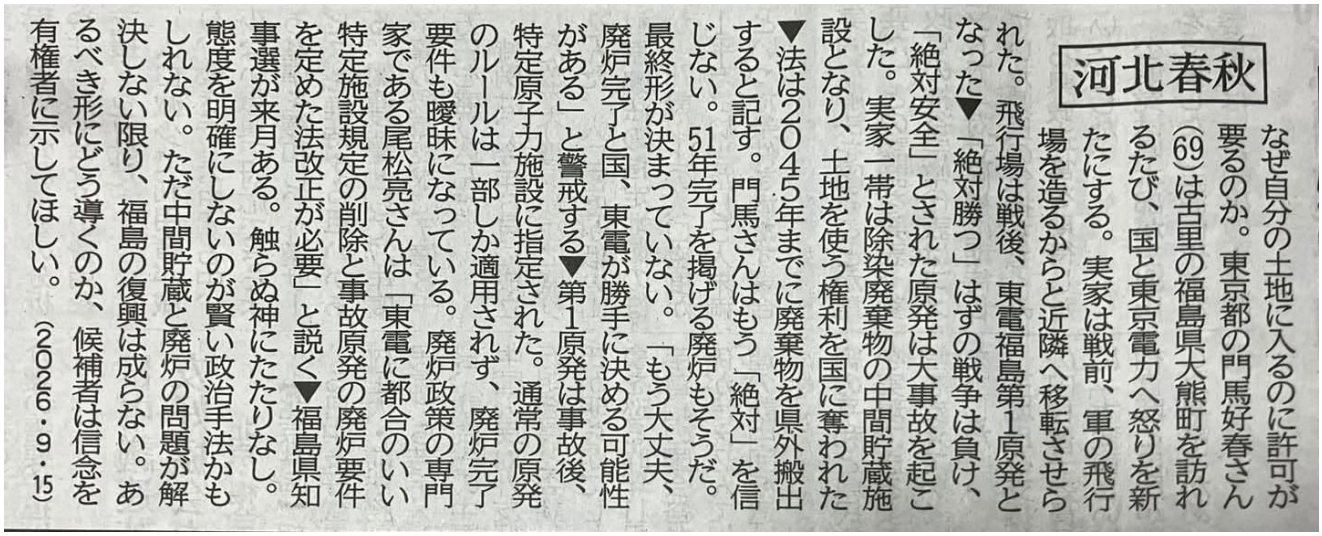
③11月7日門馬会長おれ伝主催の東電元副社長石崎芳行氏案内で福一原発視察

④11月から12月に当地権者会への環境省説明会「今後環境省と日程など調整」

⑤12月26日門馬会長世田谷区宮坂区民センターで中間貯蔵施設等の講演と交流

皆さま、当地権者会HPや湯本古滝屋9階の写真等展示場も宜しくお願い致します。

「9月16日門馬会長のコメント掲載河北新報＜河北春秋＞」



河北春秋

なぜ自分の土地に入るのに許可が要るのか。東京都の門馬好春さん(69)は古里の福島県大熊町を訪れるたび、国と東京電力へ怒りを新たにする。実家は戦前、軍の飛行場を造るからと近隣へ移転させられた。飛行場は戦後、東電福島第1原発となった▼「絶対勝つ」はずの戦争は負け、「絶対安全」とされた原発は大事故を起こした。実家一帯は除染廃棄物の中間貯蔵施設となり、土地を使う権利を国に奪われた▼法は2045年までに廃棄物を県外搬出すると記す。門馬さんはもう「絶対」を信じない。51年完了を掲げる廃炉もそうだ。最終形が決まっていない。「もう大丈夫、廃炉完了と国、東電が勝手に決める可能性がある」と警戒する▼第1原発は事故後、特定原子力施設に指定された。通常の原発のルールは一部しか適用されず、廃炉完了要件も曖昧になっている。廃炉政策の専門家である尾松亮さんは「東電に都合のいい特定施設規定の削除と事故原発の廃炉要件を定めた法改正が必要」と説く▼福島県知事選が来月ある。触らぬ神にたたりなし。態度を明確にしないのが賢い政治手法かもしれない。ただ中間貯蔵と廃炉の問題が解決しない限り、福島の復興は成らない。あるべき形にどう導くのか、候補者は信念を有権者に示してほしい。（2026・9・15）

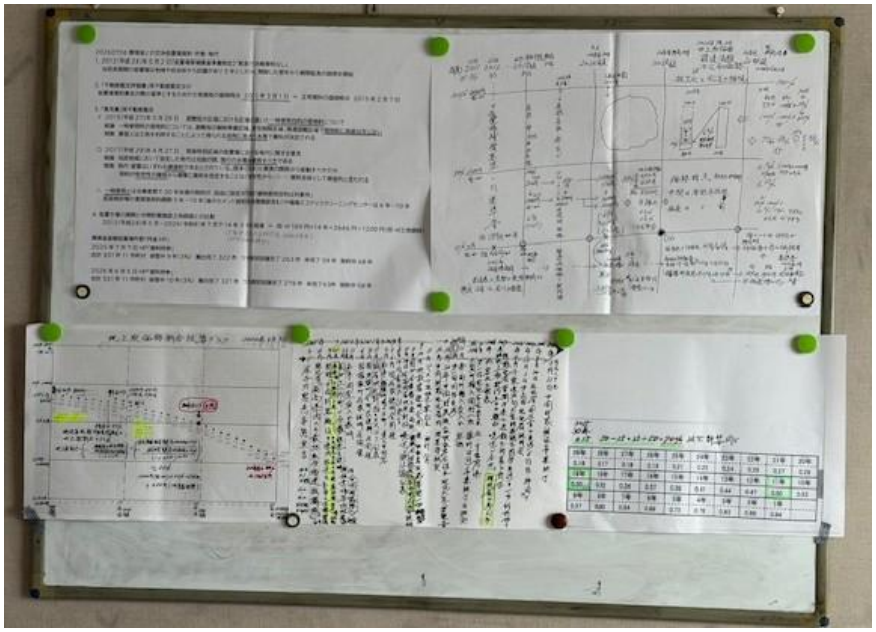
「7月6日環境省との交渉の様子」



「9月3日環境省との交渉の様子」



「上・7月6日交渉での掲示板貼付内容」



「下・9月3日交渉での掲示板貼付内容」



「環境省から受領した土地貸付（地上権）登記内容⇒理不尽な61件契約の目的変更⇒

上段【建物所有目的】から下段【中間貯蔵施設の設置目的】に変更することが重要！」



例）

変更前

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地上権設定	平成２８年８月２２日 第４４１２号	原因　平成２８年８月１５日設定 目的　建物所有 地上権者　環境省



変更後

公用 福島県双葉郡大熊町大字[redacted]　全部事項証明書　（土地）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成１６年７月１２日
2	１番抵当権抹消	平成１７年３月３日 第２０９０号	原因　平成１７年１月１１日弁済
3	地上権設定	令和７年１２月２２日 第４３９３号	原因　令和７年１２月１９日設定 目的　中間貯蔵施設の設置 地上権者　環境省